

「南城市久高島ヤシガニ保護条例（案）」に関する パブリックコメント実施要領

本市では、久高区からの要請を受け、その特有の歴史文化の中で保護されてきたヤシガニの捕獲等を防止し、今後も保護に努めるため、南城市久高島ヤシガニ保護条例（案）（以下「本条例案」という。）の議会上程を予定しています。

つきましては、本条例案について、広くご意見を伺いたく、以下の要領でパブリックコメントを実施します。

（目的）

本条例案は、ヤシガニが久高島特有の歴史文化の中で独自に保護されてきただけでなく、自然環境の重要な一部として島民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、市、事業者、市民及び来島者が一体となって、その保護に努めることを目的とします。

（意見募集期間）

令和7年12月9日（火）から令和7年12月24日（水）までの16日間

（実施の通知）

市役所掲示板及び市公式ホームページへ掲載

（条例案の公表及び縦覧方法）

- ①市公式ホームページ
- ②南城市役所 生活環境課窓口（1階17番）
※庁舎での縦覧は、9時から17時までとする。
(土、日、祝日及び12時～13時を除く)

（意見書の入手方法）

- ①市公式ホームページからダウンロード
- ②生活環境課窓口にて受け取り

（意見書の提出方法及び提出先）

- ①郵送：〒901-1495 南城市佐敷字新里1870番地
南城市役所 生活環境課 宛
 - ②FAX：098-917-5426
 - ③直接持参：南城市役所 生活環境課窓口（1階17番）
 - ④Eメール：seikatsu@city.nanjo.lg.jp
- ※令和7年12月24日（水）17時必着

（応募上の注意）

電話、口頭でのご意見や住所、氏名などが明記されていない意見書は、受付しません。

（結果の公表）

- ①提出された意見概要及びこれに対する市の考え方を市公式ホームページで公表します。
- ②提出された意見に対して個別の回答はしません。
- ③内容が類似する意見等は集約して公表する場合があります。
- ④賛否の結論だけの意見に対する本市の考え方は公表しません。

⑤意見を提出された方の氏名や住所等の個人情報は一切公表しません。

(問い合わせ先)

〒901-1495

南城市佐敷字新里1870番地

南城市役所 生活環境課（瀬底、知念）

TEL：098-917-5318